

(令和6年3月11日提出)

令和6年2月議会定例会議案
(令和5年度分追加)

新 潟 市

令和6年2月議会定例会議案（令和5年度分追加）

目 次

議案第196号	令和5年度新潟市一般会計補正予算・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第197号	新潟市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について・・・・・・・・	7

議案第196号

令和5年度新潟市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度新潟市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ593,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ464,841,717千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月11日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		135,340,178	△ 120,000	135,220,178
	2 固定資産税	50,157,713	△ 100,000	50,057,713
	8 都市計画税	8,267,263	△ 20,000	8,247,263
19 国庫支出金		98,117,610	248,054	98,365,664
	2 国庫補助金	38,809,205	248,054	39,057,259
20 県支出金		29,337,483	149,250	29,486,733
	2 県補助金	6,898,455	149,250	7,047,705
23 繰入金		7,777,705	77,496	7,855,201
	2 基金繰入金	7,732,038	77,496	7,809,534
26 市債		48,975,800	238,200	49,214,000
	1 市債	48,975,800	238,200	49,214,000
歳入	合計	464,248,717	593,000	464,841,717

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		8,296,157	593,000	8,889,157
	1 農業費	4,271,013	236,000	4,507,013
	2 農地費	3,823,711	357,000	4,180,711
歳 出	合 計	464,248,717	593,000	464,841,717

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農業経営復旧支援事業	236,000
	2 農地費	農地・農業用施設災害復旧事業費補助金	357,000

第3表 地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
歳入欠かん費	120,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

2 変更

(単位 千円)

起債の目的	前				後			
	補 限度額	起債 の方法	利 率	償 還 の 方 法	補 限度額	起債 の方法	利 率	償 還 の 方 法
農林水産施設災害復旧 事業費	68,600	普通 貸借 又は 債券 発行 (他 の地 方公 共団 体と の共 同発 行を 含む 。)	年5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 で、政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率)	借り入れの年から据置 期間を含み30年以内に 元利均等又は元金均等 若しくは不均等の方法 により、毎年度1期又 は2期に償還する。た だし、財政の都合によ り据置期間中であって も繰上償還し、償還年 限を短縮し、又は低利 債に借り換えることが できる。	186,800	普通 貸借 又は 債券 発行 (他 の地 方公 共団 体と の共 同発 行を 含む 。)	年5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 で、政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率)	借り入れの年から据置 期間を含み30年以内に 元利均等又は元金均等 若しくは不均等の方法 により、毎年度1期又 は2期に償還する。た だし、財政の都合によ り据置期間中であって も繰上償還し、償還年 限を短縮し、又は低利 債に借り換えることが できる。

議案第197号

新潟市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

新潟市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月11日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

新潟市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年新潟市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第20条第2項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。